

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島根県

○ 知事部局等

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.9 %
全職員	82.4 %

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 任期の定めのない常勤職員の給料については、県の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長級・本庁次長級	95.1 %
本庁課長級	95.6 %
本庁課長補佐級	98.2 %
本庁困難係長級・本庁係長級	93.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	100.2 %
31～35 年	96.0 %
26～30 年	93.8 %
21～25 年	93.8 %
16～20 年	88.9 %
11～15 年	89.0 %
6～10 年	89.0 %
1～5 年	94.6 %

【説明欄】

差異の生じる主な理由等については以下のとおりである。

1 全職員に係る情報

(1) 任期の定めのない常勤職員（以下「常勤職員」という。）

- ・ 男性の方が相対的に給与水準の高い課長補佐級以上の職員割合が高い。
- ・ 男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高い。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員（以下「常勤職員以外の職員」という。）

- ・ 常勤職員以外の職員については、男性、女性ともに会計年度任用職員の職員割合が高く、給与の差異に及ぼす影響が大きい。（男性：約 79%、女性：約 91%）

会計年度任用職員については、男性で相対的に報酬単価の低い断続的労働職員（舎監や庁舎等の警備など）の職員割合が高いため、女性の方が平均年間給与が高い。

男性	断続的労働職員：約 35%、断続的労働職員以外の職員：約 65%
女性	断続的労働職員：約 6%、断続的労働職員以外の職員：約 94%

(3) 全職員

- ・ 常勤職員の方が常勤職員以外の職員よりも平均年間給与が高い中で、男性の方が相対的に給与の高い常勤職員の職員割合が高く、全職員で比較すると男女の給与の差異がより広がる。

男性	常勤職員：約 74%、常勤職員以外の職員：約 26%
女性	常勤職員：約 52%、常勤職員以外の職員：約 48%

2 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

差異の生じる主な理由は、男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高いことによる。また、役職段階別でみると、次のことがあげられる。

- ・ 本庁部局長級・本庁次長級
男性の方が地域手当及び特勤勤務手当等の支給公署に勤務する割合が高い。
- ・ 本庁課長級
男性の方が初任給調整手当の対象となる医療職(1)給料表適用者の職員割合が高い。
- ・ 本庁困難係長級・本庁係長級
男性の方が時間外勤務時間が多いため、時間外勤務手当が高い。

(2) 勤続年数別

差異の生じる主な理由は、男性の方が相対的に給与水準の高い職位の職員割合が高い、扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高いことによる。また、勤続年数別でみると、次のことがあげられる。

- ・ 36 年以上
給与が定年前の 7 割水準となる定年引上職員の職員割合が高い影響もあり、男性と女性の平均年間給与は同程度となっている。
- ・ 16～20 年
男性の方が時間外勤務時間が多いため、時間外勤務手当が高い。
男性の方が初任給調整手当の対象となる医療職(1)給料表適用者の職員割合が高い。
- ・ 11～15 年、6～10 年
男性の方が時間外勤務時間が多いため、時間外勤務手当が高い。

3 その他（職員数の換算について）

育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員については、勤務時間に応じて職員数を換算している。